

## 前回部会以降の委員からの意見

| 説明資料（第1稿）<br>の項目                             | 意見   | 委員名 |
|--|--|-----|
| 1 計画策定<br><br>4.1.3、<br>5.1.1<br>及び<br>5.1.2 | <p>水質管理等各種協議会では、住民代表の参加が必要であるが、多様な一般住民を代表することは誰にもできない。従って、問題になっている事項についてどのようにして幅広い意見を収集するかを考える必要がある。</p> <p>多くの協議会がある場合、住民側から見ても、どこに意見・質問をすればよいのか不明であるうし、受ける側の各協議会等でも該当しない意見が寄せられるなど、対応が煩雑になる。やはり、窓口は一本化して、各協議会等で現在求められている課題等を一括整理して、「常時」住民からの意見を求め、寄せられた意見の各関係協議会への転送、質問等に対する回答依頼、河川管理者からの回答も、そこで一括して公表する方が、河川管理者、住民双方とも対応しやすいと考える。</p> <p>以上のような作業は、本流域委員会の事務局、即ち庶務で取り扱うのが最適であろうと思われる。既に同様作業を現庶務では行ってきており、新たな作業としては、各協議会等の議論内容を把握しておくことくらいである。このような把握は必ずどこかできちんとやっておくべきことであるが、流域委員会が取り扱ってきた内容は、河川整備にかかわるあらゆる事項が対象であり、本来このような関係協議会等の議論の中身を知らずには適切な判断が下せない問題が多く、やはり、流域委員会で、全般の情報を収集できる体制をつくっておく必要があると言える。</p> <p>流域委員会による上記のような全般にわたる住民意見の収集方法としては、24時間対応の出来るe-mailやFaxが適当であろうが、今後の電子化の流れとして、websiteを中心に意見収集と公表の場にしていくことが、経済性と継続性の点からも適当であろう。</p> <p>以上、簡潔に意見としてまとめる必要がある場合、以下のような。</p> <p>『今後、淀川流域委員会の庶務は委員会管轄の下、淀川河川整備に関わる各協議会等で求められる流域住民の意見や、住民からの質問事項等を一括収集・整理し、各協議会等からの回答、河川管理者の対応を含め、必要事項を取りまとめ、そのホームページをもって、同委員会の継続的な住民意見の収集と反映・公表の主要な手段とする。』</p> | 畑委員 |

| 説明資料（第1稿）の項目 |                            | 意見   | 委員名  |
|--------------|----------------------------|--|------|
| 2            | 計画策定<br>5.1.2              | <p>河川レンジャーについて</p> <p>過日の琵琶湖部会でも申しましたとおり、法制度に位置付け、人件費を支払う「河川レンジャー」を、住民参加の切り札と考えることには、賛成いたしません。河川レンジャーの存在は、理念として賛同いたしますが、そのような人を促成栽培することはできません。もし促成栽培をすると、住民参加が中央集権の末端組織として組みこまれてしまい、住民の自主性が損なわれると思います。</p> <p>それよりも、嘉田委員がおっしゃったように現実をきっちりに見据えた上で、さまざまな能力や特性をもった住民同士や組織が、互いを補い合って連携をつくるための、具体的なプロセスを検討することが必要だと思います。</p> <p>たとえば今日の傍聴の方のように「身近な水質検査をしたい」と思ったときに、すぐにそれをしてもらえる体制を地方自治体レベルで整備しておく、など。</p> <p>現在の委員会でイメージされている「河川レンジャー」は、これまでの治水や利水における「ダム」のように、「それさえあれば解決する」ような存在として扱われているように思います。</p> <p>河川レンジャーの是非そのものもそうですが、具体的な住民参加促進のプロセスについて、もっと戦略的な議論が必要だと思います。</p> | 村上委員 |
| 3            | 計画策定<br>5.1.2              | <p>河川レンジャーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川レンジャーの重要性にかんがみ、この人選が形式的になったり行政の恣意に流れたりすることのないよう、また、住民参加の観点からの必要性にも留意して、制度の意義や目的を定めておく必要があります。</li> <li>・河川レンジャーの育成についての言及も必要と思いますが、その人材育成はさしあたり行政の任務となるのでしょうか。</li> <li>・河川レンジャーは、河川・環境学習の指導とともに、河川についての住民の意見を行政に反映させ、また、行政の河川に関する政策や計画をわかりやすく住民に知らせる等、「住民参加」のシステムのひとつでもあると考えてよいではありませんか。</li> </ul>  | 田村委員 |
| 4            | 環境                         | <p>三田村委員より、「住民が継続的に関われるかどうか問題」とのご発言がありましたが、事業の計画・実施段階から関わっていければ、住民は自主的に継続的に関わります。</p> <p>むしろ数年で担当者が変わってしまう行政の非継続の問題を、住民参加（主体）の事業ではクリアすることができます。たとえば私が霞ヶ浦で行っている事例では、植生帯の復元を実施するにあたって、過去の植生を地元の小学生にお年寄りに聞き取り調査をしてもらい、また子どもたちと水草を植付けました。その後、地元のおばあさんが苑場所のゴミ拾いをしてくれている、といった事例があります。</p>  | 村上委員 |
| 5            | 環境<br>5.2.4<br>水質          | <p>流域水質管理協議会（仮称）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この協議会は、計画の実施に際しての協議会のようなのですが、実際には計画の批判や見なおしが論議の対象ともなることもあるかと思えます。その設置の趣旨・目的からみて、構成や意思決定法などの重要事項についての基本的な合意が望まれます。また、水系流域委員会との連携をはかるシステムも要りましょう。</li> <li>・自治体の参加については、利害や意見を異にしたり対立したりする自治体間の意見が適正に反映されるよう、構成の適正さがより重要になります。</li> </ul>   | 田村委員 |
| 6            | 利水<br>5.4(5)<br>渇水への<br>対応 | <p>(1) 「渇水対策会議」の改組について、第2稿ではより具体的なイメージを出していただきたい。</p> <p>(2) また、この会議の中で行うべきか、別に行うかはわからないが、「水利用の適正化に関する検討会」を開くことを提案します。地下水を含めた水利用の実態把握とその将来設計を、学識経験者や住民団体を交えて行う、いわば研究会です。</p>   | 村上委員 |

| 説明資料（第1稿）<br>の項目 |                    | 意見  | 委員名  |
|------------------|--------------------|---|------|
| 7                | 利用<br>5.5.1<br>水面  | 文面の改定<br>5行～6行目 淀川大堰下流への移設を検討<br>下流の中でも自然保護、環境問題に配慮された特別地域内での移設を検討  | 小竹委員 |
| 8                | 利用<br>5.5.2<br>河川敷 | 河川利用の調整における河川管理者の役割は、（1）利害関係者同士の議論・合意形成の場を設けること（2）河川環境や直接の利害関係にない住民へ迷惑や被害が生じないように、規制をすることだと考えますので、利用検討委員会については、表記のスタンスでやっていただければよいと考えます。  | 村上委員 |
| 9                | 全体                 | 住民参加のシステムについての一般的な感想<br>・住民参加の形式にはさまざまなものがありますが、誰でも、どこからでも、何時でも、気軽に自由に意見が述べられる、複数のチャンネルを準備し、住民がそのチャンネルを自由に選ぶことができるよう配慮したいと思います。固定的ではなく、いろいろな方法を工夫したいものです。<br>・行政が積極的に住民の意見を求める場合（例：パブリックコメント、公聴会など）には、特に、それが形式に流れないよう、住民の意見が如何に行政に反映したか（しなかったか）を、意見を提示した住民に返すことが肝要です。それによって住民のより優れた意見を引き出し、住民参加の実質を促進する効果があります。 | 田村委員 |